



平成29年4月24日

各 位

上場会社名	パイプドHD株式会社
代表者名	代表取締役社長 佐谷宣昭 (コード番号 3919)
問合せ先責任者	取締役 大屋重幸 (TEL 03-6744-8039)

### 定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成29年4月24日開催の当社取締役会において、平成29年5月30日開催予定の当社第2回定時株主総会に「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

#### 1. 変更の理由

- (1) 取締役の経営責任を明確にし、経営環境の変化に迅速に対応できる経営体制を構築することを目的に、取締役の任期を2年から1年に短縮するものであります。これに伴い、取締役の任期の調整に関する規定を削除するものであります。
- (2) 取締役任期の短縮により、機動的な資本政策及び配当政策を図ることができるようになるため、会社法第459条第1項の規定に基づき、自己株式の取得及び剰余金の配当等を取締役会決議により行うことが可能となるよう変更案のとおり規定を新設し、併せて同条の一部と内容が重複する現行定款第9条の規定を削除するものであります。

#### 2. 変更の内容

定款の変更内容は、別紙のとおりであります。

#### 3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	平成29年5月30日 (火曜日)
定款変更の効力発生日	平成29年5月30日 (火曜日)

以上

現 行 定 款	変 更 案
<p>(自己株式の取得)</p> <p><u>第9条 当社は、取締役会決議をもって市場取引等により自己株式を取得することができる。</u></p> <p>第10条～第20条 (条文省略)</p> <p>(任期)</p> <p>第21条 取締役の任期は、選任後<u>2</u>年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p><u>2. 増員又は補欠として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了すべき時までとする。</u></p> <p>第22条～第44条 (条文省略)</p> <p>(新設)</p> <p>(剰余金の配当の基準日)</p> <p>第45条 当社の期末配当の基準日は、毎年2月末日とする。</p> <p>2. 前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。</p> <p>(中間配当)</p> <p><u>第46条 当社は、取締役会の決議によって毎年8月末日を基準日として中間配当をすることができる。</u></p> <p>第47条 (条文省略)</p>	<p>(削除)</p> <p>第9条～第19条 (現行どおり)</p> <p>(任期)</p> <p>第20条 取締役の任期は、選任後<u>1</u>年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>(削除)</p> <p>第21条～第43条 (現行どおり)</p> <p><u>(剰余金の配当等の決定機関)</u></p> <p><u>第44条 当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議により定めることができる。</u></p> <p>(剰余金の配当の基準日)</p> <p>第45条 当社の期末配当の基準日は、毎年2月末日とする。</p> <p>2. <u>当社の中間配当の基準日は、毎年8月末日とする。</u></p> <p>3. <u>前2項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。</u></p> <p>(削除)</p> <p>第46条 (現行どおり)</p>